

# 熊大も「一定規模」以上の大学として適用される恐れがあります!!

## —改正国立大学法人法が成立しました—

10月31日に閣議決定された「国立大学法人法の一部を改正する法律案」が、12月13日に国会で成立しました。この改正法は、「一定規模」以上の国立大学に文部科学大臣の承認により構成される「運営方針会議」の設置を義務づけ、中期目標・中期計画、予算・決算を決定する権限、そしてその定めた方針に沿って学長に改善勧告をする権限を与えます。これが、熊大もその適用対象となる恐れがあるため注視しなければなりません。


そもそも当初は大学ファンドからの支援を受ける条件として、国際卓越研究大学が対象とされていましたが、政府の意向一つで多くの大学に導入される可能性があります。また新たな合議体となる運営方針会議の委員選考については、学長選考・監察会議との協議を経て、文科大臣の承認を得た上で学長が任命することになり、人事権は実質的に学長ではなく文科大臣に委ねられます。このような政府の介入は大学法人の運営方針を大きく左右することになります。組合は、これが大学の自治、自主性、自立性の拡大を阻害していると考えます。この他にも政府の意向を重視するため大学統合等に踏み切る可能性もあります。

国立大学が法人化した際は、「様々なことが大学の裁量でできる」「自主的・自立性的な法人運用ができる」と謳いましたが、蓋を開けてみれば大学独自に自由な裁量などではなく運営費交付金の削減や競争的資金の獲得競争など厳しくなる一方でした。今回の改正国立大学法人法は、法人化以来の改悪です。

熊大教職員組合は、学長の見解について回答を求めるとともに、十分に議論して慎重に対応すること、社会に向けて発信すること、国立大学協会の会議で意見表明するよう11月15日に要望書を提出しました。なお、11月27日付けにて学長から回答（国立大学協会会長声明）が届きましたのでご報告します。

### <学長の回答>

11月15日付けで要望があった標記のことについては、11月24日付で国立大学協会から会長声明が発出されており、同声明は、11月17日に開催され本学も参加した国立大学協会総会での議論を踏まえて公表されたものである。

	熊本大学教職員組合	
	No. 14 2023. 12. 19	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/

### 国立大学法人法の一部を改正する法律案について

令和5年11月24日  
一般社団法人 国立大学協会  
会長 永田 恭介

現在、国会において国立大学法人法の一部を改正する法律案の審議が進められている。元来、同法律案にいう「運営方針会議」は、国際卓越研究大学に選定された大学について、その設置が検討されてきたものである。

しかし、この法律案にあっては、運営方針会議は、国立大学法人等の管理運営の改善並びに研究体制の整備及び充実等を図るために設置することとされ、設置する国立大学法人は国際卓越研究大学に限定されず、事業の規模が特に大きい国立大学法人に対して設置を義務付けている。一方、他の国立大学法人にあっては、運営に関して監督のための体制を強化する必要があるときは、同様に運営方針会議を設置することができることとしている。両者の間では認定要件が一本化されていないにもかかわらず、前者を「特定国立大学法人」、後者を「準特定国立大学法人」とする案が示されている。

本協会としては、この法律案が成立すれば、国際卓越研究大学制度の導入を機に、国立大学法人の根拠法たる国立大学法人法において、特定国立大学法人、準特定国立大学法人及びそれ以外の国立大学法人と、国立大学法人が区分され、差異のある取扱いがなされる可能性があることに強い危惧を持つものである。加えて、他の既存の会議体の権限との関係性などの点で、懸念があるという意見もある。

それゆえ、下記の事項について、政府に特段の配慮を求める。

1. 運営方針会議について義務的設置か任意的設置かによって、あるいは運営方針会議の設置の有無に基づいて、国立大学法人を区分し、その区分に基づき、資源配分等の取扱いに差を設けないこと。  
また、制度の運用上、それぞれの国立大学法人又はその集合を指す場合に「準特定国立大学法人」の名称を用いず、「特定国立大学法人」と一体のものとして扱うこと。
2. 運営方針会議の運用にあたっては、意思決定過程が複雑となり迅速な措置や対応が妨げられることがないように留意して、これを設置する国立大学法人の自主性・自律性を尊重すること。

なお、法律案に盛り込まれた規制緩和については、本協会は以前から国際卓越研究大学以外にも適用すべき旨を要望してきており、一步前進したものと受け止めている。一方で、これを通じた外部資金の獲得はあくまで国立大学の多様性をもたらす財源であり、より基本的な財源として、我が国の高度人材育成の根幹である国立大学法人の安定的運営に不可欠な基盤的経費の拡充も引き続き求める。

また、東京医科歯科大学と東京工業大学の統合は、両法人が慎重に協議のうえ、両大学の発展のために出した結論であり、統合のうちは東京科学大学として相乗効果を発揮されることが期待される。